



基安安発 0805 第 3 号
平成 27 年 8 月 5 日

一般社団法人 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

ロープ高所作業における危険の防止を図るための
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業による労働者の墜落・転落等の労働災害を防止するため、平成 27 年厚生労働省令第 129 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が平成 27 年 8 月 5 日に公布され、ライフラインの設置、十分な強度を有する損傷や変形等のないロープ等の使用や、労働者への特別教育の規定が新設されたところです。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえたロープ高所作業による労働災害防止対策の推進を図っていただくよう、お願い申し上げます。

- 別添 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 改め文および新旧対照条文
- 別添 2 安全衛生特別教育規程の一部を改正する件 改め文および新旧対照条文
- 別添 3 平成 27 年 8 月 5 日基発 0805 第 1 号「ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」
- 別添 4 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

なお、省令改正の詳細につきましては下記ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>